

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊交規第85号

令和5年2月10日

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に関する道路占用許可の特例措置の終了に伴う対応について（通達）

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用（以下「沿道飲食店等の路上利用」という。）については、これまで、道路管理者において道路占用許可の特例措置（以下「特例措置」という。）が講じられており、本県においては、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に関する道路管理者の取扱い等及び交通警察の対応上の留意事項について（通達）」（令和2年11月17日付け熊交規第673号）に基づき適切に対応しているところであるが、今般、国土交通省道路局長から「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」の廃止について」（令和5年1月27日付け国道利第23号。別添）が発出され、令和5年3月31日をもって特例措置を終了することとされた。

他方、現在特例措置により道路占用許可を受け路上を利用している実施主体が、その取組を続けていることを希望しているにもかかわらず、道路法（昭和27年法律第180号）による歩行者利便増進道路制度への移行が令和5年3月31日までに完了しないことが見込まれる例もあることから、そのような取組主体に対する経過措置が設けられることとされた。

この点、経過措置の趣旨を踏まえ、特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の取扱いについて、引き続き、道路管理者等の関係機関と連携し、道路占用許可との整合性に配慮しつつ、適切に対応されたい。

※ 別添（略）